平成２６年（フ）第５号
盛岡市中太田新田39番地30　コーポ城和Ａ号
債務者　一ノ渡みどり
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２号
盛岡市八幡町３番17号
債務者　原田　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３号
盛岡市梨木町８番２―303号
債務者　髙橋　秀逸
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３７号
神奈川県厚木市愛甲４丁目14番14号　プラーズ愛甲Ａ―102、旧住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番２―902号
債務者　舩谷　明男
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１７号
新潟県新発田市上内竹871番地１
債務者　川村　弘世
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２３３号
静岡県富士市石坂337番地の24
債務者　黒田　祐生
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１３０号
広島市安佐南区八木７丁目16番23号
債務者　大畑美智子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７号
鹿児島県姶良市東餅田2722番地　県営帖佐団地Ａ棟204号
債務者　里山　雅子（旧姓二ノ方）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県伊佐市大口里1733番地
債務者　岡松　重典
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
茨城県つくば市春日２丁目５番地　１棟402号
債務者　中野　廣二
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５８号
東京都あきる野市二宮2227番地シャン・ヴィラージュ105号
債務者　小林　慎介
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８８号
東京都昭島市松原町４丁目８番３―205号
債務者　才丸　博美
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
東京都立川市幸町６丁目７番地の16サンガーデン202号
債務者　野崎　雅彦
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７７号
東京都豊島区上池袋２丁目32―14―101
債務者　赤嶺みさ子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１号
東京都世田谷区船橋１丁目49―９―114
債務者　大河原　正
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５００号
東京都板橋区大山金井町１―３―101
債務者　木村　大地
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１２号
千葉県船橋市夏見５丁目26―８―201
債務者　浅井　大地
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部